

市内建設業者を活用した場合は、

奨励金のほかに、「加算金」が交付されます！！

工場等を新設・拡張される際には、是非、八王子市内の建設業者をご活用ください。
ご活用いただきました事業者様には、企業立地支援条例に基づく奨励金に、加算金を上乗せし、交付初年度に交付いたします。

交付要件と加算金額

以下のいずれかの要件に該当した場合、加算金が交付されます。(上限額：2千万円)

要件1：工事請負業者が市内建設業者の場合

⇒ 工事請負契約額の1%を加算金として交付

事業者様

(例) 工事請負契約額 10億円 (税抜)

市内工事請負業者



奨励金 + **加算金 1千万円** (工事請負契約額 10億円 × 1%) を交付

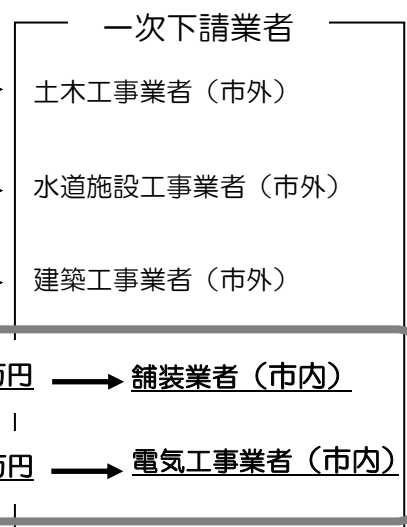
要件2：工事請負業者が市外建設業者の場合は、工事請負契約額に占める市内一次下請業者の請負契約額の割合が10%以上

⇒ 工事請負契約額の0.5%を加算金として交付

(例) 工事請負契約額 10億円 (税抜)



市外工事請負業者



奨励金 + **加算金 5百万円**

(工事請負契約額 10億円 × 0.5%) を交付

<お問い合わせ先> 八王子市産業振興部企業支援課 企業立地促進担当 電話：042-620-7379

※詳細は、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。また、裏面にQ&Aを用意しました。

Q & A

Q 1. 加算金の交付を受けるためには、どのような手続きが必要でしょうか？

A 1. 当加算金制度は、企業立地支援条例の奨励金に上乗せして交付するものです。
手続きについては、奨励金と同様、工事請負契約日から 90 日以内に指定申請を行っていただく必要があります。(参考 P 6)

Q 2. 加算金の手続きにあたり、必要な提出書類はありますか？

A 2. 表面の要件 1 の場合、工事請負契約書の写しが必要です。また、要件 2 の場合は、工事請負契約書の写しの他、施工体系図、請負契約書（市内一次下請業者分のみ）の写しが必要です。

Q 3. 加算金は、いつ交付されるのでしょうか？

A 3. 3年間交付される奨励金の初年度に、奨励金と合わせて交付いたします。
(加算金は初年度のみ交付いたします)

Q 4. 複数の工事請負契約を交わした場合、どの工事請負契約が対象になるのでしょうか？

A 4. 事業施設の中核となる工事を行うために交わした工事請負契約を対象とします。

Q 5. 市内とは、事業所が八王子市内に所在していればよろしいのでしょうか？

A 5. 企業立地支援条例及び施行規則においては、本社が八王子市内である必要があります。

Q 6. 一次下請業者の割合（10%以上）は、どのように算出すればよろしいのでしょうか？

A 6. 一次下請業者への発注額は、工事請負業者の経費や利益を除いた額となります。そこで、企業立地支援条例及び施行規則においては、経費や利益分を工事請負契約額（税抜）の 20% 分と一律に定義し、工事請負契約額の 20% を差し引いた額のうち、市内一次下請業者の請負契約額（税抜）の合算が占める割合を出し、要件判断を行います。

<表面要件 2 の場合>

$1 \text{ 億} 2 \text{ 千万円 (市内一次下請業者の請負契約額)} \div 8 \text{ 億円 (工事請負契約額} 10 \text{ 億円} \times 80\%)$
 $= 1.5\%$ ※要件である 10% を超えますので加算金の要件を満たします。

Q 7. 工事途中で工事計画が変更した場合は？

A 7. 奨励金の交付と同様に、交付にあたっては、交付申請時期で要件判断を行います。
よって、建設工事の終了時点の工事請負契約額や一次下請業者の状況で、交付要件の判断を行います。